

2019年度（平成31年度）福山市生涯学習活動費補助金の申請について

1 補助の目的

この補助金は、福山市生涯学習振興基金から得られる益金の一部を活用して、市内で活動している学習団体が、自主的・主体的に企画・実施する学習活動（生きがいつくりや仲間づくりに繋がるとともに、社会啓発や公共の利益、地域の各種団体やNPOとの連携など、学習成果が広く社会に還元されるような活動のこと）の経費の一部を補助することにより、広く生涯学習活動の充実・活性化を図るものです。

2 補助対象

(1) 補助対象団体

補助金交付の対象となる団体は、市内に住居を有するか、勤務している者によって構成されている団体で、次に該当するものとします。

ア 社会教育法第10条を基本とした社会教育関係団体

イ 自主的・主体的学習活動を主たる目的とした構成人数5人以上の学習グループ

参考：社会教育法第10条

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(2) 補助対象活動

補助金交付の対象となる活動は、学習団体の自主的・主体的学習活動の内、次の各号に掲げる学習テーマに係る活動とします。

ア 子育て支援に関する活動

イ 高齢者や障がい者の社会参加・参画など、福祉に関する活動

ウ 芸術、ものづくりをはじめとした創作活動や文化財の保護に関する活動

エ 人権、環境、福祉、男女共同参画、教育など、現代的課題に関する活動

オ NPO等市民活動団体や、企業、大学等との連携に関する活動

カ 児童・生徒の学校外活動の促進に関する活動

キ 生涯スポーツの啓発・普及活動

※ 次の活動は補助対象となりません

ア 他の補助金を受けている活動

なお申請中の場合は、結果によってはどちらか一方を辞退していただきます。

イ 特定の政党、選挙の候補者を支持する活動

ウ 特定の宗教、宗派、教団等を支持する活動

エ 個人の学習活動、営利目的の活動

オ 公的機関が実施する活動

カ 専ら趣味的活動に類する活動

(3) 実施期間

2019年度（平成31年度）内（2019年4月1日～2020年3月31日）に完了する学習活動

(4) 補助金額

ア 補助金額は、1つの学習活動について補助対象経費の2分の1以内で金額の上限は5万円です。

イ 補助金の交付は、1団体について年1回とします。

(5) 補助金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部もしくは一部を返還していただく場合があります。

ア 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。

イ 必要な届出や報告をせず、又は虚偽の届出・報告をしたとき。

ウ 対象となる団体がなくなったとき。

3 申請手続き

(1) 交付申請書

申請団体は次の書類に必要事項を記入し、人権・生涯学習課または各生涯学習センターへ、提出してください。

- ・ 福山市生涯学習活動費補助金交付申請書
- ・ 事業計画書 (添付書類1)
- ・ 収支予算書 (添付書類2)
- ・ 申請団体概要 (添付書類3)
- ・ 申請団体の活動について (添付書類4)
- ・ 資金計画書 (添付書類5) [前金払いを必要とする場合のみ]

※原則、補助金は活動終了後「事業報告書」に基づき交付します。ただし「資金計画書」を申請時に提出される場合は、交付決定後（5月中旬頃）に補助金を交付します。

- ・ 確認書 (添付書類6) [福山市暴力団排除条例による]
- ・ 関係資料 (規約、これまでの活動内容のわかる参考資料)

(2) 申請書受付期間

2019年（平成31年）3月1日（金）～4月19日（金）
8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

（3）申請書の交付・問合せ先

申請書の交付及び問い合わせは、次のところへお願いします。

また、データ入力をされる場合は「福山市役所 人権・生涯学習課」で検索し、ホームページに掲載してある所定の様式に入力し、提出してください。

人権・生涯学習課（福山市役所本庁舎9F）	電話（084）928－1243
中部生涯学習センター（まなびの館4F）	電話（084）932－7265
南部生涯学習センター（沼隈支所内）	電話（084）980－7713
松永生涯学習センター（西部市民センター内）	電話（084）934－5443
北部生涯学習センター（北部市民センター内）	電話（084）976－9460
東部生涯学習センター（東部市民センター内）	電話（084）940－2574
神辺生涯学習センター（かんなべ市民交流センター内）	電話（084）962－5026

（4）申請書の記入方法

ア 申請書は、所定の様式に記入してください。また可能な限り、データ入力による提出をお願いします。

イ 各記載事項の欄に書ききれない場合は、別紙を添付してください。

4 交付決定

（1）プレゼンテーション（面談方式）

福山市生涯学習振興基金運営協議会において、申請内容についてご紹介をいただいた後、質疑応答を実施します。開催日時、場所については別途通知します。

なお、ご出席いただけない場合には、審査の対象となりません。

2019年（平成31年）5月上旬（予定）

（2）交付決定通知

交付決定については、郵送で通知します。

2019年（平成31年）5月中旬（予定）

（3）事業計画変更承認申請及び事業中止承認申請

補助金交付決定後において、活動内容や交付申請金額等を変更するときは、事前に「事業計画変更承認申請書」に必要書類を添えて提出し、承認を受けてください。

また、対象活動を中止する場合には、「補助事業中止承認申請書」により承認を受けてください。

5 補助金交付方法

この補助金は原則、学習活動が終了した後、「事業報告書」に基づき交付します。

(ただし、前金払いが必要と認められる場合は、これに限りません)

(1) 事業実施報告

学習活動の終了後1か月以内に、次のとおり事業の報告をお願いします。

- ・ 事業報告書
- ・ 事業実施報告書 (添付書類1)
- ・ 収支決算書 (添付書類2)
- ・ 関係資料

(2) 交付時期 (ただし、前金払いの場合を除く)

「事業報告書」の提出後、内容等について確認し、補助金を交付します。

(3) 支払相手方登録

補助金の振込みにあたって、交付先を登録する必要があります。未登録の場合には、「支払相手方登録依頼書」の提出が必要です。また、次の項目に該当する場合には、変更届が必要となります。

- ア 代表者の変更があった場合。
- イ 振替口座の変更があった場合。
- ウ 登録した印鑑を変更する場合。

(4) 請求書 (* 補助金の前金払いを必要とする場合)

補助金交付決定後、代表者あてにお送りしますので、内容や金額を確認した後、補助金交付申請書に押印した印鑑と同じ印を押印して提出してください。

6 学習成果についての公表

補助金交付団体の活動状況を見学させていただき、人権・生涯学習課のホームページにおいて団体の学習成果を公表します。(10月～12月)

7 その他

(1) 帳簿等の作成 (関係書類の整理、保管)

学習活動の実施にあたり、必要な活動内容の記録、金銭出納簿等の帳簿を備え付け、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明確にしておいてください。

(2) 記録写真

実施報告書添付用の記録写真を撮影してください。